

板橋区自殺対策計画推進本部設置要綱

平成 30 年 11 月 2 日 区長決定

(改正 令和 2 年 4 月 17 日)

(改正 令和 3 年 7 月 6 日)

(改正 令和 4 年 3 月 11 日)

(改正 令和 4 年 6 月 16 日)

(改正 令和 6 年 3 月 4 日)

(設 置)

第 1 条 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条の規定による板橋区自殺対策計画の推進を図るため、板橋区自殺対策計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 板橋区自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 板橋区自殺対策計画に係る諸施策の協議及び推進に関すること。
- (3) 板橋区自殺対策計画の推進の総合調整に関すること。
- (4) その他板橋区自殺対策計画に関わる重要な事項に関すること。

(組 織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を総括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長の職にある者をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、本部長の職務を代理する順序は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、常勤の監査委員、東京都板橋区組織規則（昭和 46 年板橋区規則第 5 号）第 8 条第 1 項に定める部長のほか、法務専門監、保健所長、福祉事務所長、子ども家庭総合支援センター所長、かわまちづくり担当部長、会計管理者、教育委員会事務局次長、地域教育力担当部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び区議会事務局長とする。

(会 議)

第 4 条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を推進本部に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。
- 3 幹事長は保健所長の職にある者をもって充て、幹事会を総括する。
- 4 副幹事長は、健康生きがい部長の職にある者をもって充て、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会は、推進本部会議に付議する事案について調査及び検討する。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。

(事務局)

第6条 推進本部及び幹事会の事務局は、健康生きがい部健康推進課に置く。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健所長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年11月2日から施行する。

付 則 (改正 令和2年4月17日)

この要綱は決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則 (改正 令和3年7月6日)

この要綱は決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則 (改正 令和4年3月11日)

この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

付 則 (改正 令和4年6月16日)

この要綱は決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則 (改正 令和6年3月4日)

この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

	政策企画課長
	広聴広報課長

幹事	人事課長
	納税課長
	男女社会参画課長
	防災危機管理課長
	地域振興課長
	戸籍住民課長
	産業振興課長
	くらしと観光課長
	長寿社会推進課長
	介護保険課長
	国保年金課長
	後期高齢医療制度課長
	健康推進課長
	生活衛生課長
	予防対策課長
	板橋健康福祉センター所長
	おとしより保健福祉センター所長
	生活支援課長
	障がい政策課長
	板橋福祉課長
	保育運営課長
	子育て支援課長
	支援課長
	都市計画課長
	住宅政策課長
	学務課長
	指導室長
	生涯学習課長
	地域教育力推進課長
	教育支援センター所長